

[特論 I] 平成30年度予算と保育・教育問題

関口 浩

法政大学社会学部教授

再考を要する財政に対する国民の期待感

「ゆく川の流は絶えずしてしかももとの水にあらず」とは、誰もが学ぶ古文である。ここに示されているように、世の中は変わりゆくものである。今日多様な考え方が認められ、さまざまなことが錯雑と作用して複雑な社会へと変わりつつある。しかし、いかに時代が変わろうとも変わってはならないものまで浸食されつつある。このところの日本人の思考に大きな問題を指摘できる。とりわけ「真の」社会的弱者への配慮のなさである。その根源にあるのが、自分さえよければよいとする利己主義的考え方の蔓延であり、他人への思いやりが大きく欠如してきている。そうしたことがストレス社会を助長し、不安を生み出す一因ともなっている。その一因は戦後教育にあるともいわれているが、戦後教育の功罪のうち、罪の側面をより深刻に受け止め、ここで大きく私たちの今後のあり方を見直すことが求められていると思われる。「税金を払っているのだから、政府が私を補助するのは当たり前。まず自分が少しでも多く給付をとらねば」といった類の主張が目立つ。ある議員が勝ち誇ったかのように国会で提示した、保育所にまつわる日本国に対する攻撃的な一国民のことばは社会が「真に」救うべき人を押しつけた自己主張する者の、今の時代を表す典型的言葉といえよう。こうした考え方は、より幸福な社会を築くために、予算、ひいては日本の財政を考えるにあ

たっても、「お上が何でもしてくれるのが当たり前」といった類の思考とともに、まずできることは自分の責任で対応し、周りに思いやりを持つ思考へと転換させる必要がある。いまは清き明き心を取り戻す重要な岐路にあるといえる。

2018（平成30年度）予算の使途の限界

図表1には、2014（平成26）年度決算から2016（平成28）年度決算までと2017（平成29）年度予算の一般会計・特別会計の純計、および2018（平成30）年度一般会計と2017（平成29）年度一般会計当初予算が示されている。わが国の予算は一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の3つに分けられるが、主として一般会計と特別会計が政府活動の基本とみてよい。ただし、これらで政府活動の全貌が網羅されているとはいえない。そして、一般会計・特別会計間には資金の重複があるため、それを除いた純計で予算をみる必要がある。そのため、2018（平成30）年度予算の分析をする本稿では本来、この純計で分析していく必要があるが、例年、この時点では来年度予算の純計のデータは公表されていない。そこで、公表されている来年度の一般会計予算と特別会計の個別の数値と、過去の純計のデータによりながら分析していくことをお断りしておきたい。

まず、2014（平成26）年度決算から2016（平成28）年度決算までと2017（平成29）年度予算

の一般会計と特別会計の純計を概観したい。図表1のとおり、国家経費の半分強は国債費で占められていることがわかる。続いて、4分の1程度を社会保障関係費が占めており、地方交付税等で5%強占めている。資料が公表されている2018（平成30）年度一般会計では国債費が20%強、地方交付税等が15%前後、社会保障関係費が30%超となっており、純計とはその構成が大きく異なる。国の予算の全貌に近い純計でみたとき、国債費が6割弱ともいえる状態であり、制度的に支出が決まっている地方交付税等を差し引き、制度改革に踏み込めない社会保障関係費を差し引くと、残り1割で予算ぶんどり合戦をしている有様であり、予算の使途に明らかに限界があるのである。

ハーバーガー教授の指摘

現役の財政学の権威であるハーバーガー（Harberger, Arnold C.）教授は社会的不公平を是正する手段として、租税政策や支出政策はその機能をそれほど大きく果たし得ないと指摘されている。それに対して貧困階層に対する教育、医療、住宅、栄養政策の重要性を説かれ、それが社会経済的可動性をもたらすとしている。明治以前からわが国が教育に力を入れてきたことが、近代日本の明治時代には発展途上国であったこの国を先進国へと歩みを進めさせたのは誰もが知ることであり、ハーバーガー教授の指摘はこうした歴史が証明してくれている。このように述べると、教育・保育のことにのみ特化して主張する者は水を得た魚のごとく、この主張に便乗して教育・保育支出の増額を声高に訴える。しかしここでよく考えなければならないのは、前述のように、わが国には巨額の累積債務が存在しており、それが財政にきわめて重くのしかかっていることある。もちろん現世代の潤いを奪い、借金返しだけの人生を強要することは、国民の幸福を否定することにもつながるので、すべて債務償還を優先しろと主張するものではない。けれども、いずれ返さなければならないものが存在する以上、そしてその果実を既に食べてしまっている以上、

それに現段階で責任を持つのは人間として当然である。そのことを念頭に置きながら、次世代への教育・保育への取り組みをしていかなければならないのである。また、教育・保育は現時点で予算を振り向けてもその効果がすぐ出るものではない。少なくとも一般的な学業期間を超える20年先を見据えて考える必要があることも考慮しなければならないのである。

2018（平成30）年度予算での保育・教育関係費の骨格的特徴

わが国において行財政的にみたとき、保育は厚生労働省の、そして教育は文部科学省の管轄下にある。そのため、予算を考える上でも、保育は主として厚生労働省の、そして教育は文部科学省の予算をみていくこととなる。ただし、必ずしもすべてがこのように区分できるとはいいい切れず、あくまでも概観としての話である。そして図表1に示されている経費分類の一形態である主要経費的分類でみた場合、保育関連は社会保障関連費、教育関連は文教及び科学振興費にすべてとしてではなく、主として登場してくるといえる。

社会保障関係費は一般会計・特別会計の純計でみたとき、2014（平成26）年度決算で21.8%であったものが2017（平成29）年度予算で25.5%と増大しており、一般会計でみても2017（平成29）年度予算の59.9%から2018（平成30）年度予算の60.3%へと間違いなく増大してきている。その中での保育はそれが全てではなく、主としての話になるが少子化対策費に現れてくるが、2016（平成28）年度決算（純計）と2017（平成29）年度予算（純計）で0.8%を占めているに過ぎない。過去の身体障害者保護費等も含めた保育の概況を示している社会福祉費でも1.5%前後に過ぎない。これに対して、年金給付費は2016（平成28）年度決算（純計）と2017（平成29）年度予算（純計）で15%程度を占めている。若年者と高齢者の絶対人数に違いがあるものの、近年の社会保障が高齢者優先の福祉となっているという巷での指摘は、実態に分け入り詳しい分析をさらにした上で話をする必要がある

図表 1 主要経費別分類による平成26・27・28年度決算および平成29年度予算の一般会計・特別会計純計、平成29・30年度一

| | 執筆時点での公表資料のみ | | | | 主要経費別分類 | | | |
|-----------------|--------------|----------|---------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
| | 一般会計予算 | | 一般会計予算 | | 予算 | | 決算 | |
| | 金額 | 総額に占める割合 | 金額 | 総額に占める割合 | 金額 | 総額に占める割合 | 金額 | 総額に占める割合 |
| 歳入総額 | 977,128 | 100.0 | 974,547 | 100.0 | | | | |
| 租税収入 | 590,790 | 60.5 | 577,120 | 59.2 | | | | |
| 歳出総額 | 977,128 | 100.0 | 974,547 | 100.0 | 3,465,512 | 100.0 | 3,505,404 | 100.0 |
| 国債費 | 233,020 | 23.8 | 235,285 | 24.1 | 1,963,463 | 56.7 | 1,957,744 | 55.8 |
| 地方交付税交付金等 | 155,150 | 15.9 | 155,671 | 16.0 | 193,454 | 5.6 | 197,025 | 5.6 |
| 一般歳出(国債・交付税以外) | 588,958 | 60.3 | 583,591 | 59.9 | 1,308,595 | 37.8 | 1,350,635 | 38.5 |
| 社会保障関係費 | 329,732 | 33.7 | 324,735 | 33.3 | 883,420 | 25.5 | 844,292 | 24.1 |
| 年金給付費 | | | 114,831 | 11.8 | 533,815 | 15.4 | 508,500 | 14.5 |
| 医療給付費 | | | 115,010 | 11.8 | 212,625 | 6.1 | 203,509 | 5.8 |
| 介護給付費 | | | 30,130 | 3.1 | 30,190 | 0.9 | 28,683 | 0.8 |
| 少子化対策費 | | | 21,149 | 2.2 | 29,064 | 0.8 | 26,294 | 0.8 |
| 平成30年度特筆予算 | | | | | | | | |
| 子育て安心プラン関係 | | | | | | | | |
| 保育受け皿整備 | 865 | 0.089 | 679 | 0.070 | | | | |
| 保育運営費 | 16,408 | 1.679 | 15,118 | 1.551 | | | | |
| 企業主導型保育 | 1,331 | 0.136 | 752 | 0.077 | | | | |
| 放課後学童保育等 | 656 | 0.067 | 588 | 0.060 | | | | |
| 片親家庭児童扶養手当 | 1,711 | 0.175 | 1,784 | 0.183 | | | | |
| 社会的養育 | 1,230 | 0.126 | 1,194 | 0.123 | | | | |
| 生活扶助等社会福祉費 | | | 40,205 | 4.1 | 45,500 | 1.3 | 48,300 | 1.4 |
| 保健衛生対策費 | | | 3,042 | 0.3 | 3,300 | 0.1 | 3,036 | 0.1 |
| 雇用労災対策費 | | | 368 | 0.0 | 2,899 | 0.1 | 25,971 | 0.7 |
| 文教及び科学振興費 | 53,646 | 5.5 | 53,567 | 5.5 | 53,883 | 1.6 | 56,779 | 1.6 |
| 義務教育費国庫負担金 | | | 15,248 | 1.6 | 15,270 | 0.4 | 15,276 | 0.4 |
| 科学技術振興費 | 13,159 | 1.3 | 13,045 | 1.3 | 13,100 | 0.4 | 14,513 | 0.4 |
| 文教施設費 | | | 788 | 0.1 | 895 | 0.0 | 1,670 | 0.0 |
| 教育振興助成費 | | | 23,315 | 2.4 | 23,436 | 0.7 | 21,482 | 0.6 |
| 育英事業費 | | | 1,171 | 0.1 | 1,182 | 0.0 | 1,137 | 0.0 |
| 平成30年度特筆予算 | | | | | | | | |
| 幼児教育無償化 | 330 | 0.034 | 309 | 0.032 | | | | |
| 高等学校等就学支援金等交付金等 | 3,708 | 0.379 | 3,668 | 0.376 | | | | |
| 高校生等奨学給付金 | 133 | 0.014 | 136 | 0.014 | | | | |
| 高等教育給付型奨学金 | 105 | 0.011 | 70 | 0.007 | | | | |
| 高等教育無利子奨学金 | 958 | 0.098 | 885 | 0.091 | | | | |
| 大学授業料減免 | 480 | 0.049 | 435 | 0.045 | | | | |
| 国立大学 | 350 | 0.036 | 333 | 0.034 | | | | |
| 私立大学 | 130 | 0.013 | 102 | 0.010 | | | | |
| 恩給関係費 | 2,504 | 0.3 | 2,947 | 0.3 | 2,947 | 0.1 | 3,349 | 0.1 |
| 防衛関係費 | 51,911 | 5.3 | 51,251 | 5.3 | 51,380 | 1.5 | 51,462 | 1.5 |
| 公共事業関係費 | 59,789 | 6.1 | 59,763 | 6.1 | 69,095 | 2.0 | 78,407 | 2.2 |
| 一般公共事業費 | | | 59,032 | 6.1 | 66,100 | 1.9 | 71,798 | 2.0 |
| 災害復旧等事業費 | | | 731 | 0.1 | 2,995 | 0.1 | 6,609 | 0.2 |
| 経済協力費 | 5,089 | 0.5 | 5,110 | 0.5 | 5,110 | 0.1 | 7,433 | 0.2 |
| 中小企業対策費 | 1,771 | 0.2 | 1,810 | 0.2 | 2,181 | 0.1 | 4,626 | 0.1 |
| エネルギー対策費 | 9,186 | 0.9 | 9,634 | 1.0 | 12,365 | 0.4 | 11,013 | 0.3 |
| 食料安定供給関係費 | 9,924 | 1.0 | 10,174 | 1.0 | 16,668 | 0.5 | 14,818 | 0.4 |
| その他事項経費 | 61,904 | 6.3 | 61,098 | 6.3 | 196,859 | 5.7 | 278,456 | 7.9 |
| (うち財政投融资特別会計) | | | | | 126,000 | 3.6 | 200,088 | 5.7 |
| 復興加速化・福島再生予備費 | | | | | 4,500 | 0.1 | | 0.0 |
| 予備費 | 3,500 | 0.4 | 3,500 | 0.4 | 10,187 | 0.3 | - | - |

(出所) 財務省資料に基づき作成。

が、データでもほぼ裏付けられるといえよう。

文教及び科学振興費は一般会計・特別会計の純計でみたとき、2014（平成26）年度決算で1.8%であったものが2017（平成29）年度予算で1.6%と微減している。一般会計では2017（平成29）年度予算と2018（平成30）年度予算の5.5%と横ばいである。教育の対象となる若年層は少子化という言葉が示すとおり、年々減少しているので、特段の変化が予算に影響をもたらさない限り、このように減少していくのは自明の理といえよう。また、主要経費の内訳でもその構成割合はほぼ固定的であることがわかる。

「子育て安心プラン」と2018（平成30）年度予算での保育関連費用

図表1には、2018（平成30）年度の保育関連予算の編成にあたり編成者の特筆すべき事項として公表しているものが「子育て安心プラン」関係として色付きで示されている。一般会計と特別会計での純計としてのデータは公表されていないので過去からの推移を概観することはできない。あくまでも公表されている一般会計で、時期も2017（平成29）年度予算と2018（平成30）年度予算というきわめて限られた枠組みでの話になるが、「子育て安心プラン」関係の中では両年度とも保育所運営費に最も予算が配賦されており、一般会計予算の1.5%程度になっている。また、保育の受け皿整備には一般会計予算総額で、昨年度予算での0.070%から2018（平成30）年度予算の0.089%へと微増しており、2018（平成30）年度一般会計予算が保育所の増設に力点を置いていることがわかる。前述のとおり、予算の用途がきわめて限られている中で、この微増は政策立案者としてはかなりの努力の跡であるといいたいのではなからうか。また、企業主導型保育には昨年度0.077%であったものが、0.136%に倍増している。これには本年度予算編成にあたり昨年度と比べてかなり力を注いだことがうかがえる。ただし、放課後学童保育、片親家庭児童扶養手当、社会的養育については、

（単位：億円、%）

| （一般会計と特別会計の純計） | | | | |
|----------------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 平成27年度 | | 平成26年度 | |
| | 決算 | | 決算 | |
| | 金額 | 総額に占める割合 | 金額 | 総額に占める割合 |
| 歳出総額 | 3,429,802 | 100.0 | 3,461,292 | 100.0 |
| 国債費 | 1,980,563 | 57.7 | 2,039,868 | 58.9 |
| 地方交付税交付金・特別交付金 | 201,887 | 5.9 | 204,875 | 5.9 |
| 一般歳出 | 1,247,352 | 36.4 | 1,216,549 | 35.1 |
| 社会保障関係費 | 804,560 | 23.5 | 755,757 | 21.8 |
| 年金医療介護保険給付費 | 686,267 | 20.0 | 644,913 | 18.6 |
| 社会福祉費 | 54,111 | 1.6 | 48,820 | 1.4 |
| 生活保護費 | 28,229 | 0.8 | 28,001 | 0.8 |
| 保健衛生対策費 | 5,013 | 0.1 | 4,092 | 0.1 |
| 雇用労災対策費 | 30,941 | 0.9 | 29,931 | 0.9 |
| 文教及び科学振興費 | 57,525 | 1.7 | 60,706 | 1.8 |
| 義務教育費国庫負担金 | 15,230 | 0.4 | 15,263 | 0.4 |
| 科学技術振興費 | 14,448 | 0.4 | 15,607 | 0.5 |
| 文教施設費 | 2,429 | 0.1 | 2,969 | 0.1 |
| 教育振興助成費 | 24,392 | 0.7 | 25,855 | 0.7 |
| 育英事業費 | 998 | 0.0 | 1,012 | 0.0 |
| 恩給関係費 | 3,870 | 0.1 | 4,436 | 0.1 |
| 防衛関係費 | 51,497 | 1.5 | 50,910 | 1.5 |
| 公共事業関係費 | 74,538 | 2.2 | 82,605 | 2.4 |
| 一般公共事業費 | 68,287 | 2.0 | 76,741 | 2.2 |
| 災害復旧等事業費 | 6,251 | 0.2 | 5,863 | 0.2 |
| 経済協力費 | 6,605 | 0.2 | 6,555 | 0.2 |
| 中小企業対策費 | 3,740 | 0.1 | 4,513 | 0.1 |
| エネルギー対策費 | 12,640 | 0.4 | 11,792 | 0.3 |
| 食料安定供給関係費 | 17,572 | 0.5 | 15,886 | 0.5 |
| その他事項経費 | 214,804 | 6.3 | 223,389 | 6.5 |
| （うち財政投融资特別会計） | 136,822 | 4.0 | 142,907 | 4.1 |
| 復興加速化・福島再生予備費 | - | - | - | - |
| 予備費 | - | - | - | - |

図表2 就学前教育・保育と高等教育の現状 (a)待機児童の現状(暫定値)(平成29年4月1日時点)

| | 全市区町村のうち、回答の 提出があった市区町村数 | H29.4.1 待機児童数 | | 全市区町村のうち、回答の 提出があった市区町村数 | H29.4.1 待機児童数 |
|------|-----------------------------|------------------|------|-----------------------------|------------------|
| 北海道 | 176か所／179か所 | 約100人 | 滋賀県 | 19か所／19か所 | 約400人 |
| 青森県 | 40か所／40か所 | 0人 | 京都府 | 20か所／26か所 | 約100人 |
| 岩手県 | 0か所／33か所 | － | 大阪府 | 43か所／43か所 | 約800人 |
| 宮城県 | 35か所／35か所 | 約800人 | 兵庫県 | 41か所／41か所 | 約1,600人 |
| 秋田県 | 25か所／25か所 | 50人未満 | 奈良県 | 0か所／39か所 | － |
| 山形県 | 35か所／35か所 | 約100人 | 和歌山県 | 30か所／30か所 | 50人未満 |
| 福島県 | 0か所／59か所 | － | 鳥取県 | 0か所／19か所 | － |
| 茨城県 | 0か所／44か所 | － | 島根県 | 19か所／19か所 | 約100人 |
| 栃木県 | 25か所／25か所 | 約100人 | 岡山県 | 27か所／27か所 | 約1,100人 |
| 群馬県 | 0か所／35か所 | － | 広島県 | 23か所／23か所 | 約100人 |
| 埼玉県 | 63か所／63か所 | 約1,200人 | 山口県 | 19か所／19か所 | 約100人 |
| 千葉県 | 54か所／54か所 | 約1,700人 | 徳島県 | 24か所／24か所 | 約100人 |
| 東京都 | 62か所／62か所 | 約8,900人 | 香川県 | 0か所／17か所 | － |
| 神奈川県 | 33か所／33か所 | 約800人 | 愛媛県 | 20か所／20か所 | 約100人 |
| 新潟県 | 30か所／30か所 | 50人未満 | 高知県 | 34か所／34か所 | 約100人 |
| 富山県 | 0か所／15か所 | － | 福岡県 | 60か所／60か所 | 約1,300人 |
| 石川県 | 18か所／19か所 | 0人 | 佐賀県 | 20か所／20か所 | 50人未満 |
| 福井県 | 17か所／17か所 | 0人 | 長崎県 | 21か所／21か所 | 約200人 |
| 山梨県 | 27か所／27か所 | 0人 | 熊本県 | 45か所／45か所 | 約300人 |
| 長野県 | 77か所／77か所 | 0人 | 大分県 | 18か所／18か所 | 約500人 |
| 岐阜県 | 42か所／42か所 | 50人未満 | 宮崎県 | 0か所／26か所 | － |
| 静岡県 | 35か所／35か所 | 約500人 | 鹿児島県 | 43か所／43か所 | 約400人 |
| 愛知県 | 0か所／54か所 | － | 沖縄県 | 39か所／41か所 | 約2,300人 |
| 三重県 | 29か所／29か所 | 約100人 | 合計 | 1,388か所／1,741か所 | 約23,700人 |

(注) ※平成29年5月11日時点で回答のあった1,388自治体の暫定集計値(現在精査中)。「-」は未提出の自治体。
※四捨五入の関係で合計が一致しない。

(出所)厚生労働省資料「子育て安心プラン」について。

図表1にあるとおり一般会計のこれら関連費目としては、昨年度より減少している。

こうした2018(平成30)年度の保育関連予算の編成にあたり、基盤になっているものは政府が事あるごとに取り上げる「子育て安心プラン」である。この「子育て安心プラン」は昨年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」(「骨太の方針2017」)に盛り込まれたものとされる。骨太の方針は小泉内閣でとりわけ活用されたが、うまく活用できればマクロ的予算編成を実現していく手段として、その機能を発揮できるといえよう。このところの保育政策をみると、その発信源がこの「骨太の方針2017」にあるとすると、一定の効果を発現しつつあると表面的にはいえるかもしれない。し

かし、それについては、より掘り下げた考察が必要となるので、ここではその一端を試みたい。

「骨太の方針2017」には、幼児期の「家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である」というきわめて意義深い、重要な文言が書かれている。しかし、この文言はただ書かれているだけであり、2018(平成30)年度予算では直ちに、保育の受け皿拡大に865億円計上と走ってしまっている。そもそもなぜ保育所が必要になるのか、また保育所という第三者に保育を委託することについての子どもの人間形成上の問題についてはほとんど触れていない。これはまた「心」の喪失という、現代日本の病巣を考えていないことと軌を一にしている。少子化日本の現時点で

の最大の問題は、親が「幼児期の家族・保護者の果たす第一義的な役割」を果たせないことにあると思われる。それは子育て世代の働き方に制約があるためである。そういった観点に配慮したためか、企業主導型保育に前年度比2倍の予算を計上したことは評価できよう。職場の近隣に保育の場があり、すぐに親が子供のところに駆けつけられる態勢こそ、「幼児期の家族・保護者の果たす第一義的な役割」が発揮できるものである。ただし、これは主として徒歩・自家用車で通勤可能な場合に該当するものであり、関東圏などのように遠距離を公共輸送機関により通勤する場合には、たとえ望ましい姿であっても、企業内保育の確立は利用者になかなか克服しがたい難しい要素を投げかけることとなる。

こうしたことから、2018（平成30）年度予算の基盤にある「骨太の方針2017」で提示されている「人づくり革命」を実現するためには、将来世代を保育・教育する勤労世代の働き方を柔軟にさせる必要があるだろう。ジェンダー論者には論外の指摘といわれるかもしれないが、子育て経験から「母親の役割」は時代を超えて偉大なものと考えられる。そうした子育て世代の女性の勤労のあり方、それを支える夫の勤労のあり方を社会全体で考え直すことは喫緊の課題である。これについては紙の上には少しばかり書かれてはいる。しかし、単に女性を社会に出させる環境さえ用意すればよいというものではない。人間の営みの中で次世代の育成というのは、人生の限られた時期に集中的に力を注がねばならない重要事項である。むしろこの後者にこそ比重が置かれるべきである。「家族・保護者の果たす第一義的な役割」にこそ、育てられる子どもの視線で、そこに大人は目を向けて環境整備する必要があり、予算もそのために編成する必要がある。親が勤務時間にただ単に会社の机の前に座って勤務するなどの画一的勤労形態は今の世の中では必ずしも必要ないはずである。こうした勤労に対する意識改革こそ、企業自らによる実現がなかなか進まない現状を踏まえ、政府が主導すべきことといえよう。それに向けた政府の姿勢は政府等の発行している資料ではそうした言葉が躍っており、また生のことばでもか

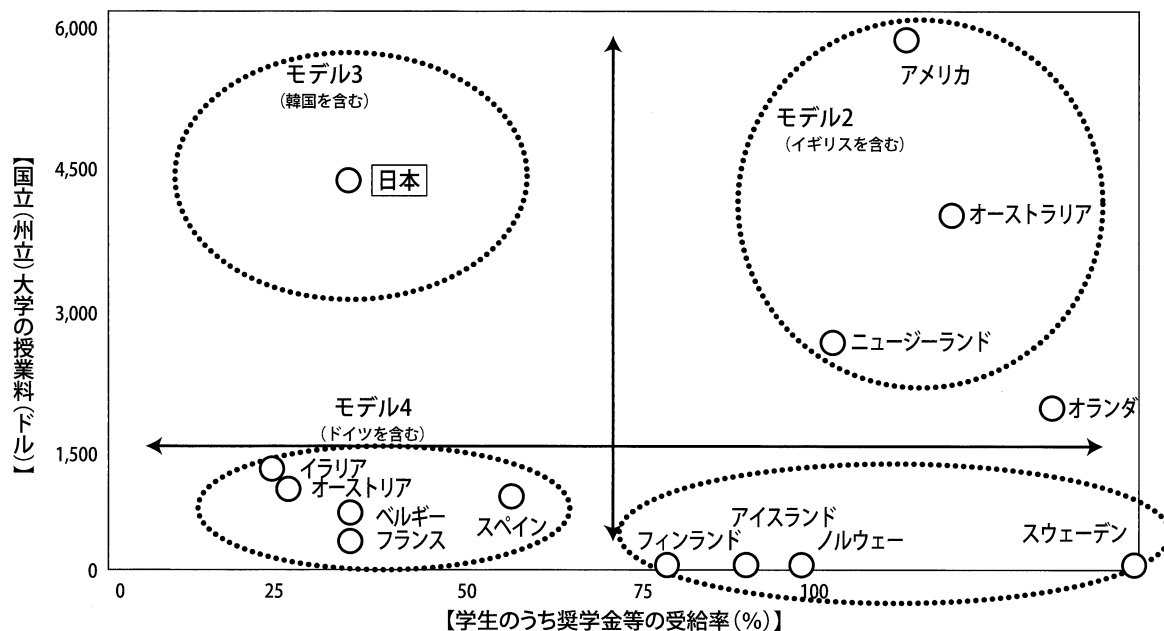
ろうじて耳にすることもするのであるが、どうもそれが国民に浸透していないのである。そのため、保育所不足の声が前面に出てきてしまい、ハコモノ増設に奔ることとなる。ハコモノができれば女性の社会進出も達成されるという単純な声しか聞こえてこない。単にハコモノ保育所を増設し、収容さえできればそれで済みということにはならないのである。収容されるのは「モノ」ではなく意志ある人間であり、将来の日本を支える大切な存在なのである。図表2-（a）の都道府県別の待機児童が示されている。市町村別になるとさらに詳細な実態が明らかになるであろう。保育サービスの供給者ないし管理者は定期的にこうした情報を開示し、保育サービスの需要側は自分の勤務にまつわる利益のあるハコモノのみを考えるのではなく、自らが動くという「足による投票」的な柔軟な施設利用を考える必要もあるだろう。子育ては、事情が個々に異なるにしろ、いつの世でもそれだけ苦勞がつきものなのである。

「骨太の方針2017」には「幼児教育・保育の質の向上も不可欠」と言及しているのであるが、「骨太の方針2017」という紙面から保育現場にまでそれが的確に波及するかはきわめて疑問である。こうした他人に委託する保育手段の充実だけではなく、むしろ長期育児休暇やその間の所得補償等、親が子育ての「第一義的役割」を果たせる環境づくりこそ、将来の日本を見据えた、優れた、喫緊の政策といえよう。企業を含めた枠組みを、政府が予算を武器に構築する必要があるが急務である。そのさらなる進展は、企業や国民の意識改革を促し、今後の予算編成に期待するしかない。

なお、2018（平成30）年度予算では改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の充実に1,230億円計上されている。近年、子どもの貧困のみが前面に押し出され、そのための対策が弱者救済ともいわんばかりに強く主張されている。親の死別や不幸な事情による子どもの心を満たせない状況には当然、社会的に手を差し伸べる必要があるが否定できない。むしろこういう時代だからこそ積極的に、手を差し伸べてやらねばならない。しかし、子どもの貧困や親による「第一義的」保育ないし教育を受けられ

図表2 就学前教育・保育と高等教育の現状 (b) 大学授業料と奨学金等の支援の国際比較

○各国の授業料と奨学金等の支援の関係について、4種類に分類することが可能。
 モデル1：授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い国（例：北欧）
 モデル2：授業料が高く、学生支援がよく整備されている国（例：アメリカ、イギリス、オーストラリア）
 モデル3：授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない国（例：日本、韓国）
 モデル4：授業料が低く、学生支援があまり整備されていない国（例：フランス、イタリア、オーストリア、スペイン）



(注) ・OECD インディケーター (2009) の図 B5.3 をもとに作成
 ・「～を含む」は、出典の図には明記されていないが、そのモデルに含まれると思われるもの
 ・韓国は、期成会費 (授業料と別に大学が独自に設定) を含む

(出所) 文部科学省資料「今後の学生に対する経済的支援の在り方に関する論点整理」(参考資料集)。

ない子どもが生じる現代社会の根本要因にもっと国民が関心を持ち、それを解決できるようにしなければならない。非行に走る子どもの中には、親による「第一義的」保育ないし教育を受けられれば真つすぐに育ったと思われる子どもも多い。財政制約がある中で、最も手を差し伸べるべきは親による「第一義的」保育ないし教育を受けられない子どもへの対策である。そうした意味で、2018 (平成30) 年度予算が社会的養育に目が向けられていることは評価できよう。ただし、「子どもの貧困」は大人の個人的事情から派生するものが多いとされる。過去にあまりみられなかった大人の権利意識が突っ走り、結果として子どもの貧困をもたらしている事態は社会問題である。しかし、個々の事象はきわめて個人的問題である。そうした事態が生じないように心を配っている人間も巻き込んで、子どもに対する責任のない、親として情けないプライバシーの権

利を横行させている者が引き起こした子どもの貧困を、その名の下に当たり前のこととして、社会的救済を施すのは熟考を要し、決して看過できるものではない。

社会的弱者向け高等教育無償化への注意

図表2- (b) は、高授業料・低給付奨学金といわれるわが国の高等教育の実態を示したものである。そのため、特に2018 (平成30) 年度予算に限ったわけではなく、これまでも教育に対する支援については、①奨学金や授業料の減免等の経済的支援により憲法やその他関係法規で保障された教育の機会均等を実現すること、②意欲と能力のある学生が高等教育段階への進学を断念することなくまた学業に専念できるようにすることが社会的に求められてきた。そして、それは国の責務であるとい

われてきている。2018（平成30）年度予算では、前述のようにかなり制約がある中で、**図表1**の文教及び科学振興費の平成30年度予算に示されているように、高等教育給付型奨学金が前年度一般会計総額の0.007%から2018（平成30）年度一般会計では0.011%と予算編成者が特筆する中では最も伸びがあることがわかる。「平成30年度予算における重点施策」によると、人づくり革命の柱として、給付型奨学金の拡充があげられ105億円が計上されている。これは、これまでの社会的養護を必要とする学生、住民税非課税世帯のうち私立・自宅学生のみとした0.3万人（平成29年度）から、住民税非課税世帯2.3万人に対象を拡充するとしている。

平成に入って以降、武家社会の思想を受け継いだといわれる従来の終身雇用制・年功序列型賃金雇用形態が崩れかけ、正規・非正規雇用が変わり、所得格差の顕在化が指摘されている。大学卒業であっても非正規雇用で低賃金に甘んじている者も多く、奨学金返還が滞っている。これにより、次の奨学金の原資を枯渇させる方向に向かわせてしまうことなどが指摘され、無利子奨学金の充実がいわれてきた。それについては958億円計上され、低所得世帯の成績基準を実質的に撤廃して4.4万人分拡大するとしている。これは基準確定が難しいことはわかるが、支給の甘さが露呈している。確かに成績基準といっても全国画一に評価がされるわけではなく、評価者の裁量で成績自体に格差が生じてしまう。そして大学を出たにもかかわらず卒業論文すら課していない大学も増えている時代である。かつて「学士様」といわれていた時代には卒業論文と引き換えに学位を得るのは当然であった。高等教育とはそれだけの意義ある場所であるはずである。大学が公民館のように大衆化して、誰でも手軽

に受講できてしまい、学位に見合う成果すら求めないのは教育上、問題である。高等教育を国費で受けさせていただくのであれば、また自己資金によるにしても、一定の基準を満たした卒業論文あるいはそれに見合いの成果の提出を義務づける必要がある。成果を求めることなしの給付は、高等学校授業料無償化により経験した、悪しき事態を再来させるだけである。

無償化は「学ぶ意志がある者」でそれが経済的に実現困難な者を助ける手段である。教えを受けて、考え、自らの知識を増やし、将来の糧を得て、社会経済的可動性を持たせることに主眼がある。そのため、こうした高等教育に対する負担軽減についてはむやみに「無償化」という言葉を使うべきではない。「高等教育の無償化」というと高等学校・大学等の教育は誰もが無料ですというふうに響いてしまう。財政の機能の一つともいえる、手助けを必要とする人に手を差し伸べるといった思想がこのところ加速度的に後退している。こうした事態を望ましいものに正すためには考え方を考える必要があり、かなりの歳月を要する。政策の発信源の資料に目を通すと、こうした細かなところにも言及がみられるのであるが、いざそれが表に出て大衆媒体により拡散される段になると、「無償化」が前面に出てきて、高等教育を受ける者は全員無料という印象を持たせてしまう。こうした無償化は社会的弱者に向けられていることを明示し、周知させる必要がある。

2018（平成30）年度予算はすべての期間が平成時代といえる最後であり、そうした時代的意義も反映させて新たな時代への芽を育てる必要がある。限られた教育・保育への資金をいかに配分するのが最も望ましいかを常に問いかけつつ、執行していく必要がある。（せきぐち ひろし）